

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市船津町1195 有限会社 中村土木 代表取締役 中村幸広
工 事 名	鳥羽中央公園芝生広場改修工事
工 事 場 所	鳥羽市 大明東町 地内
工 事 種 別	土木工事
変 更 工 事 概 要	下記変更契約理由と同じ。
当 初 契 約 年 月 日	令和6年1月22日
変 更 契 約 年 月 日	令和6年8月8日
当 初 工 事 期 間	令和6年1月22日 ～令和6年8月23日
変 更 後 工 事 期 間	令和6年1月22日 ～令和6年9月2日 （10日間延長）
当 初 契 約 金 額	79,470,600円(税込み)
変 更 金 額	-7,970,600円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	71,500,000円(税込み)
変更契約理由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 1) 施工段階において芝生広場の雑草等を除去し、既存地盤を詳細に調査したところ、一部の地盤において、土の量が少なく、土壌が芝生を育成するには適していないことから、芝生にとって最適な土壌となるように、芝生下の砂土壌を敷設を行うため、変更するものである。 2) 施工段階において、平面計画について再検討した結果、側溝の延長や舗装、芝生の位置や面積の一部を変更する必要性が生じたため、数量等の変更を行う。 3) 施工段階において、芝生広場の排水効率を再検討した結果、土砂が暗渠排水管内に流出する可能性があり、吸出し防止材等を設置する必要があるため、変更を行う。 4) 上記理由による工法変更等の検討に時間を要したのと、一部の芝生において養生管理が必要であり、工事期間を10日間延期するものである。 5) 現場清算により、配管等の延長、土量及び処分数量等を変更するものである。